

松村理治議員の議員辞職勧告決議

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」とうたっている。我々議員は、議会における諸活動は言うに及ばず、私生活においても、法令を遵守し高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。

しかるに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため発出された国の緊急事態宣言等により、市民や事業者に長期にわたる外出自粛や休業要請などが出されていた中にあって、松村理治議員は、自らが新型コロナウイルスに感染し入院治療を余儀なくされ、退院後医師から自宅療養を伝えられていたにもかかわらず、この間、休業要請対象となっていたパチンコ店に出向き複数回にわたり遊技し、一方では所属する常任委員会を欠席していた。このことは、公人としての市議会議員という立場からして、著しく不適切な行動であったと言うべきであり、私的な行為であったとしても、そのことによる自らの責任は免れるものではない。

また、本件は全国的に報道され、国民からも大きな関心が持たれているところであり、全国民が新型コロナウイルス感染症の拡大防止と収束に向け懸命な努力と協力を正在する中での行為であり、金沢市議会議員は言うに及ばず、金沢市民、石川県民の名を著しく汚したものとも言え、これまで本人の出処進退について指摘されてきたところであるが、今日に至っても本人から何ら対応がなされなかつたことは、誠に遺憾であり慚愧に堪えない。

よって、本市議会は、議会はもとより市民の信用と名誉がいささかでも回復されることを願い、今回の松村理治議員の一連の行動について反省を求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

令和2年6月22日

金沢市議会議長 野 本 正 人